

# 分科会の運営方針について（案）

## ◆ 「流山市地域公共交通計画」における位置付け

- 計画の施策（事業）実施にあたり、交通事業者と行政間での実務的な協議・調整や、公共交通の利用者である市民の要望を把握する場として設けられた、活性化協議会の下部組織。

## ◆ 協議する議題

- ① 令和4年2月に策定した「流山市地域公共交通計画」について、協議会等におけるこれまでの意見を集約し、計画の見直しに向けた協議を継続的に行う。
- ② 活性化協議会において「議決」を控えた議題に対し、最終的な協議・調整を行う。
- ③ その他、特に協議を必要とする議題について、協議・調整を行う。



図7-1 流山市地域公共交通活性化協議会の推進体制